【資料２】

令和８年度スポーツ振興事業助成 配分基準（案）

スポーツ振興基金助成金

「令和８年度スポーツ振興基金助成金申請の手引」に定める助成対象の要件に該当する事業については、以下の配分基準に基づき採択する。

１　スポーツ団体選手強化活動助成※1

競技力向上事業助成※2における配分基準を参考に、助成金の上限額を１競技団体当たり２，０００千円とする。

※１　助成対象者：JSPO の加盟団体（JOC の正加盟団体及び都道府県体育・スポーツ協会を除く。）、JOC の準加盟団体及び承認団体、JPSA、法人格を有する JPSA の加盟団体（JPC の加盟競技団体を除く。）

※２　助成対象者：JOC（JOC の正加盟団体）、JPSA（JPC の加盟競技団体）

２　スポーツ団体選手強化活動助成（愛知・名古屋 2026 アジア競技大会実施競技支援）

補助を受ける１競技団体当たりの助成金の上限額を８，０００千円とする。

３　スポーツ団体大会開催助成（競技会、研究集会・講習会）

大会の種別（国際大会、日本選手権大会等）に応じた区分を設け、下表のとおり、助成金の上限額を設定するとともに、その区分において、「事業内容」「会計処理」の項目ごとに３段階評価を行う。

各項目の合計で「得点が８割を超えた団体はＳ評価（助成対象額の１００％又は大会区分における助成金限度額のいずれか低い額）」「得点が４割を超え８割以下の団体はＡ評価（助成対象額又は大会区分における助成金限度額のいずれか低い額の８０％）」「得点が４割以下の団体は不採択」とする。

なお、公益財団法人日本スポーツ協会の申請活動については、事業の重要性に鑑み、下表を適用せず、助成金の上限額を設けない。

大　会　種　別		助成金の上限額
国際大会	オリンピック・パラリンピック実施競技種目	１０，０００千円
	オリンピック・パラリンピック非実施競技種目	８，０００千円
日本選手権大会		６，０００千円
上記以外の全国大会又は研究集会等		３，０００千円

４　選手・指導者研さん活動助成（海外研さん活動、能力育成教育）

ＪＯＣ又はＪＰＣにおいて各競技団体と協議の上、ＪＯＣ又はＪＰＣから推薦された候補者の中から助成決定者の選出を行う。

５　アスリート助成

（１）基本方針

次のア、イ及びウにより各競技団体に助成枠を配分し、ＪＯＣ又はＪＰＣにおいて各競技団体の協議の上、ＪＯＣ又はＪＰＣから推薦された候補者の中から助成決定者の選出を行う。

ア　直近のオリンピック・パラリンピックや世界選手権等の成績を基に、以下の評価基準により算出した助成枠を各競技団体に配分する。

〇評価基準

個人種目／団体種目（ペア含む）	チーム競技
１位～４位：１枠／人 ５位～８位：０．５枠／人	１位～４位：基準数Ａ×１枠 ５位～８位：基準数Ａ×０．５枠 オリンピック・パラリンピック出場可能国数以内の順位：基準数Ａ×０．３３枠 ※基準数Ａは『スターティングメンバー数＋控えメンバー数×０．２』（端数切上げ）

イ　ＪＳＣユースアスリートの助成区分については、アの方法による配分の結果、助成枠が「２枠」に満たない団体に対しては、将来を見据えたユース層の強化を支援するため、各競技団体に最低「２枠」は助成枠を配分する。

ウ　ＪＯＣエリートアカデミーを実施している競技団体において、ア及びイの方法による配分の結果、アカデミー生の人数に満たない場合、人数分を配分する。

なお、アスリート助成候補者の推薦期間を終了した後、上半期中に、競技団体やアスリートの責に帰さない、やむを得ない事情（他国のドーピングによる評価対象大会の成績繰上げ等）により、配分する助成枠数が変更となった場合には、下半期から助成枠を追加する。

競技強化支援事業助成金

１　スポーツ団体トップリーグ運営助成

（１）予算額は、２７５，０００千円とし、１助成対象者当たりの助成金の上限額は、下表のとおりとする。

助成対象者	助成金の上限額
日本トップリーグ連携機構	３５，０００千円
日本トップリーグ連携機構の加盟団体	２０，０００千円

（２）「令和８年度競技強化支援事業助成金申請の手引」に定める助成対象の要件に該当する活動については、すべて採択する。

スポーツ振興くじ助成金（地域スポーツ振興助成を除く）

「令和８年度スポーツ振興くじ助成金申請の手引」に定める助成対象の要件に該当する事業については、以下の配分基準に基づき採択する。

１　基本方針

地方公共団体は、「事業内容」「ＰＲ協力」の項目ごとに３段階評価、スポーツ団体は、「事業内容」「ＰＲ協力」「会計処理」の項目ごとに３段階評価を行う。

各項目における評価得点の合計で「得点が９割を超えた団体はＳ評価（助成対象額の１００％）」「得点が４割を超え９割以下の団体はＡ評価（助成対象額の８０％）」「得点が４割以下の団体は不採択」とする。

２　事業別の基準

以下に掲げる事業については、事業の特殊性又は助成金の効率的な執行を促すなどの観点から、事業ごとの基準による。

（１）国民スポーツ大会冬季大会の競技会開催支援事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

（２）スポーツ活動推進事業（マイクロバス設置事業以外）

申請１年目の団体は、Ｓ・Ａいずれの評価であっても、前年度の活動状況が不十分な場合は助成対象額の７０％とする。

（３）スポーツ活動推進事業（マイクロバス設置事業）

車両要件を満たすマイクロバス単体の購入事業であることから、助成対象額どおりとする。

（４）ドーピング検査推進事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

（５）スポーツ仲裁等事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

（６）スポーツ指導者海外研修事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

（７）大学スポーツガバナンス強化事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

（８）スポーツ国際貢献・協力活動事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

（９）国際競技大会開催助成

総合競技大会、閣議了解された競技大会及びオリンピック・パラリンピック競技種目の国際競技大会については、当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

スポーツ振興くじ助成金 地域スポーツ振興助成

人口５，０００人未満の３０２市町村に対して、１団体当たり５００千円とする。